s　次の算式により算定した額

算式

s1－4.5千円×s2

算式の符号

s1　算式の符号r1に同じ。この場合において、「自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）」とあるのは「自動車」と、「自家用」とあるのは「自家用以外」と読み替えるものとする。

s2　平成21年度に適用される台数として総務大臣が調査した数

第六条中「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改める。

第七条中「第四項」を「第五項」に、「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改める。

第八条中「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改める。

附則第二条から第十条までを削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十二年度分の地方特例交付金から適用する。

○総務省令第七十九号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項の規定に基づき、地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令を次のように定める。

平成二十二年七月二十三日

総務大臣　原口　一博

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第百九号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法）

第一条　地方財政法（以下「法」という。）第三十三条の五の二第一項の額は、道府県にあつては第一号及び第二号に掲げる額の合算額と、市町村にあつては第一号及び第三号に掲げる額の合算額とする。

一　次の表に掲げる地方公共団体の種類ごとにそれぞれ同表の数値の算定方法の欄に掲げる方法により算定した数値を次条の規定によつて補正した数値に同表の単価の欄に掲げる単価を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）

地方公共団体の種類	数値の算定方法	単価
道府県	普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号。以下「普通交付税省令」という。）第五条の規定により算定した当該地方公共団体の人口（以下「人口」という。）	二二、九九二円
市町村	人口	一一、八四四円

二　当該道府県の控除前財源不足額（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額から同法附則第六条の二第一項第一号に掲げる額を控除した額が同法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下同じ。）に当該道府県の財政力指数（同法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。以下同じ。）に別表第一のAに定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該財政力指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二〇八一を乗じて得た率を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に、一・〇〇〇一四九を乗じて得た額

三　当該市町村の控除前財源不足額に当該市町村の財政力指数に別表第二のAに定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該財政力指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・一一五九を乗じて得た率を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に、一・〇〇一六六八二を乗じて得た額

2　二兆二千三百三十四億円と各道府県の前項第二号に掲げる額の合算額との間に差額があるときは、その差額を同号に掲げる額の最も大きい道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

3　九千七百二十億円と各市町村の第一項第三号に掲げる額の合算額との間に差額があるときは、その差額を同号に掲げる額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

第二条の見出し中「補正係数の算定方法」を「人口の補正」に改め、同条第一項中「前条の補正係数は、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）による改正前の法第三十三条の五の二第一項の額の算定の基礎として」を「前条第一号の補正は、人口に」に、「平成十八年度分の率と同一の率とする。」を「率と同一の率（平成十八年四月二日以後に市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する市町村の合併を行つた市町村にあつては、当該市町村が平成十八年四月一日以前に存するものとして当該市町村について改正前の省令第二条の規定の例により算定した率として総務大臣が通知した率）に、道府県にあつては一・〇一〇〇五三五を、市町村にあつては一・〇〇二一八四二を乗じて得た率を乗じて行うものとする。」に改め、同条第二項を削る。

第三条を次のように改める。

（合併市町村の特例）

第三条　普通交付税省令第四十八条第一項（普通交付税省令附則第十条の四において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける市町村（以下「合併市町村」という。）に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、次の算式によつて算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

A－B≧0の場合　（C－D）×α＋D

A－B＜0の場合　D

算式の符号

A　当該合併市町村に係る普通交付税省令第48条第１項の算式の符号A（普通交付税省令附則第10条の４において準用する普通交付税省令第48条第１項の適用を受ける市町村にあつては、普通交付税省令附則第10条の４の規定により読み替えられた普通交付税省令第48条第１項の算式の符号A）に同じ。

B　当該合併市町村に係る普通交付税省令第48条第１項の算式の符号B（普通交付税省令附則第10条の４において準用する普通交付税省令第48条第１項の適用を受ける市町村にあつては、普通交付税省令附則第10条の４の規定により読み替えられた普通交付税省令第48条第１項の算式の符号B）に同じ。

C　当該合併市町村に係る合併関係市町村（普通交付税省令第48条第１項（普通交付税省令附則第10条の４において準用する場合を含む。）に規定する合併関係市町村をいう。）ごとに前２条の規定によつて算定した額に相当する額として第２項から第７項までの規定によつて算定した額の合算額

D　当該合併市町村について前２条の規定によつて算定した額

α　当該合併市町村に係る普通交付税省令第48条第１項の算式の符号α（普通交付税省令附則第10条の４において準用する普通交付税省令第48条第１項の適用を受ける市町村にあつては、普通交付税省令附則第10条の４の規定により読み替えられた普通交付税省令第48条第１項の算式の符号α）に同じ。